

## TOPICS ASEAN HOT TOPICS

創英ASEANオフィス・支配人  
弁理士 井上 博人



ASEANオフィス（タイ王国・バンコク）より、「ASEANの知財情報」および「ASEANオフィスの業務/活動」をご紹介します。

### ASEAN 知財情報

#### 【タイ】商標の識別力：最高裁判決のご紹介

タイの商標は、識別力の判断が厳しいといわれています。この点、多くの皆様が同意されることと思いますが、タイの現地代理人と話をしていきますと、「審査・審判段階では確かに厳しいけれども、訴訟まで争えば覆せる可能性があるよ。」ということをよく言われます。本当のところは、どうなの？ということで、最高裁判所の判決を調べてみました。ちなみに、判決は最高裁判所のウェブサイトで調べることができます（タイ語のみです）。



(<http://deka.supremecourt.or.th/>)

2018年の判決で興味深いものがありました。

#### ★最高裁判所判決 No.936/2561 (2018)

商標「A380」 指定商品「第28類：ゲーム機、おもちゃ、飛行機の模型等」

原告は、AIRBUS OPERATIONS GMBHであり、飛行機好き、旅行好きの方はご存知かもしれませんが、「A380」はAIRBUS社の世界最大ともいわれているジェット旅客機です。

本件、審査・審判段階では、アルファベット及び数字からなる「A380」は、識別力を欠くとして登録拒絶の判断がなされました。商標「A380」は何らのデザイン化もされておらず、尤もな判断であると思います。AIRBUS社は当該判断を不服として、中央知的財産国際貿易裁判所(CIPITC)に提訴し、CIPITCは一転、「A380」は識別力があると認めました。そして、当該判決を不服として、知的財産局(DIP)が最高裁に上告しましたが、最高裁も「A380」は識別力があるとの判断を行いました。最高裁の判断は、「A380」自体、創作された語であり、固有の識別力が備わっている、またそれ故に、使用による識別性にかかる証拠については判断する必要はない、というものでした。

タイの最高裁が「A380」の文字を創作された語であ

り固有の識別力があると認めていることには正直驚かされました。ちなみに日本では、商標「A380」は、正にAIRBUS社が使用する「第12類：航空機及びその部品」を指定商品として、使用による識別性(3条2項適用)により、登録が認められています(国際登録第781048号)。

本件を見る限り、タイの商標の識別力の判断が厳しいとは、一概には言いきれませんが、現状、審査・審判段階では、何らデザイン化されていない本件のようなアルファベット・数字からなる商標については、登録拒絶の判断がなされており、これを覆すには訴訟まで争うことは必須のようです。

### ASEANオフィス 業務/活動情報

#### 【ミャンマー】

創英ASEANオフィスでは、ミャンマー知財の最新状況につきまして、現地の専門家・政府関係者と密に連絡を取り情報収集を行い、所内で情報共有を行っています。

ミャンマーでは、ご存知の通り、今年の1月30日に商標法及び意匠法が、3月11日に特許法が、5月24日に著作権法が成立し、これにより、知財四法全ての法案が成立しました。

今後、知的財産庁の開設や法の施行がいつになるか、また、商標について登記からの移行措置がどのようになるのか、といった点が皆様の関心が高いところかと思えます。

実務上のアドバイスですが、商標の登記からの移行措置に関しては、新法施行後に商標登録を希望する内容(商標態様や指定商品・役務等)が、登記時の内容から変更がないかご確認いただくことをお勧めいたします。登記の内容に含まれない指定商品・役務があるといった場合や、新法施行後に商標登録を希望する商標で未登記の商標があるといった場合は、移行措置の恩恵を受けるべく、まずは現行の登記を行っておくことをお勧めいたします。

法の施行に関連する情報としましては、知財各法の施行規則は、WIPOが草案を作成し、同案がミャンマー側に送付され検討を行い、再びWIPOに戻し、修正、再検討といったやり取りを重ねて完成することです。商標法・意匠法の施行規則案は既にミャンマー側に届き、検討が開始され、その内容は国際的にみて遜色ない印象と聞いています。

今後も、皆様にミャンマー知財の最新状況を深く正確にお伝えできるよう、情報収集に努めてまいります。

以上